

山梨県バレーボール協会規約

制 定 昭和21年3月 1日

最終改正 平成24年4月 1日

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、山梨県バレーボール協会と称し、事務所は会長の定める所に置く。

第2章 目的及び事業

第2条 本会は、山梨県におけるバレーボール団体の統一的中枢機関となり、バレーボール競技の普及発展を図り、バレーボールを通じて県民の体力向上とスポーツ精神を育成することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 県内における各種大会の開催
- (2) 競技規則の研究
- (3) 指導者講習会の開催並びに加盟団体の強化
- (4) 審判員の派遣及び養成
- (5) その他目的達成に必要な事業

第3章 組織

第4条 本会は、各加盟団体をもって組織する。

- 2 本会は、山梨県実業団バレーボール連盟、山梨県社会人バレーボール連盟、山梨県高等学校体育連盟バレーボール専門部、山梨県大学バレーボール連盟、山梨県小中学校体育連盟バレーボール専門部（中学部）、山梨県ママさんバレーボール連盟、山梨県小学生バレーボール連盟及び山梨県ソフトバレーボール連盟（以下「種別連盟」という。）並びに郡市の統括するバレーボール団体を友好協力団体として認める。

第4章 役員

第5条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|----------|------------------|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 若干名（うち常任副会長 若干名） |
| 理事長 | 1名 |
| 副理事長 | 若干名 |
| 常任理事 | 若干名 |
| 理事 | 若干名 |
| 監事 | 2名 |
| 専門委員会委員長 | 若干名 |
| 専門委員会委員 | 若干名 |

- 2 本会に名誉会長、顧問、会賓、参与をおくことができる。

第6条 役員を選任は次のとおりとする。

- (1) 会長は、理事会において推挙する。

- (2) 副会長は、種別連盟の会長並びに直近の理事長退任者をもって充て、理事会の議を経て会長が委嘱する。会長は、副会長のうち若干名を常任副会長に委嘱することができる。
- (3) 理事長及び副理事長は、理事会において選任し、会長が委嘱する。
- (4) 理事は、種別連盟から各3名推薦し、会長が委嘱する。会長は、必要に応じて若干名の理事を委嘱することができる。
- (5) 専門委員会委員長及び委員は、常任理事会において選任し、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- (6) 常任理事は、理事長・副理事長・種別連盟理事長又は委員長及び専門委員会委員長をもって充てる。会長は、必要に応じて若干名の常任理事を任命することができる。
- (7) 監事は、理事会において選任し、会長が委嘱する。
- (8) 名誉会長、顧問、会賓及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐する。
- (3) 常任副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはその任務を代理又は代行する。
- (4) 理事及び常任理事は、会務を処理する。
- (5) 理事長は、会務を処理し、本会の業務運営を統括する。
- (6) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代理又は代行する。
- (7) 監事は、会計を監査する。
- (8) 専門委員会委員長及び委員は、理事会において委任された事項並びに常任理事会より付託された業務を処理する。
- (9) 名誉会長、顧問、会賓及び参与は、会長の諮問に応ずる。

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、重任することができる。

- (1) 役員の任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行う。
- (2) 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第5章 会議

第9条 理事会は、定期理事会と臨時理事会とする。

- (1) 定期理事会は、3月に新年度の事業計画、収支予算、人事等について審議決定する。
また、5月には前年度の事業報告及び収支決算等について審議決定する。
- (2) 臨時理事会は、5分の3以上の理事の要請があったとき、又は会長が必要と認めるときに開催する。
- (3) 会長及び副会長は、理事会に出席し、議決権を行使することができる。

第10条 常任理事会は、必要な都度開催し、理事会からの付託事項並びに緊急事項等を協議する。

第11条 専門委員会は、所掌事項の企画・運営・執行について必要な都度開催する。専門委員会の組織運営上必要な事項は会長が別に定める。

第12条 会議は、すべて会長が招集し議長となる。

第13条 すべての会議は、役員総数の2分の1以上の出席を必要とし、議事はすべての出席者の過半数をもって決定する。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第6章 登録

第14条 本会の加盟団体は、「財団法人日本バレーボール協会加盟チーム登録規程」により加盟登録しなければならない。

第7章 会計

第15条 本会の経費は、加盟登録金、補助金、寄附金及びその他の収入で支弁する。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 雑則

第17条 この規約は、理事会出席者の3分の2以上の同意がなければ変更することはできない。

第18条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に必要な事項は理事会の議を経て会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成14年3月25日から施行する。